

ニュルンベルク裁判成立史研究の動向

清水正義

- 一 はじめに
- 二 「平和に対する罪」と「人道にたいする罪」
- 三 ニュルンベルク裁判と戦争違法化の評価
- 四 裁判の成立をめぐる 初期の成立史論
- 五 裁判の成立をめぐる 実証研究の成果
- 六 成立史論が提起する問題
- 七 おわりに

一 はじめに

第一次世界大戦時のトルコにおけるアルメニア人虐殺、第二次世界大戦時のナチ暴力犯罪、戦後のカンボジア・ポルボト政権の大虐殺、南アフリカ共和国におけるアパルトヘイト政策、旧ユーゴスラヴィア紛争における「民族浄化」、ルワンダ内戦時の民族抹殺などに見られるように、二十世紀は権力による暴力犯罪に見舞われた時代であった。これら

の暴力犯罪は国家機関を背景として組織的権力的に行われるものであり、その規模と質において歴史的な大規模暴力犯罪群と呼ぶべき内実を有している。

人間の残虐行為は歴史とともに古い。しかし、古い時代において人間を殺傷する能力は限定されており、ひとつの戦場でせいぜいのところ数百人ないし数千人を殺すという程度におさまっていた。それが、二〇世紀の兩次世界大戦においては一日に何万人という規模に発展し、やがては一瞬にして何万人を殺傷する原子爆弾すら生み出した。ユダヤ人に対するポグロムは昔からあった。しかし、ユダヤ人を殺そうにも、手で殺すには限界がある。せいぜいのところ数十人という規模だろう。しかし、アウシュヴィッツ強制収容所はいちどきに数百人のユダヤ人をガス室の中で殺害した。しかもその殺害は系統的継続的で、ついには百万人という大量の人間を工場的に殺害した。こうした歴史的な大規模暴力犯罪群が発生する前提は、殺害規模の飛躍的拡大をもたらした現代社会の技術的「進歩」であるには違いない。¹しかし、大規模犯罪を可能にする技術水準に到達した国際社会はまた、それに伴う危険を回避し、人々の安全を確保し人権を保護するための安全網を構築しようと努力してきたはずだ。

歴史的な大規模暴力犯罪群にいかに対処するか、これが二十世紀国際社会の課題であり、国際連盟と国際連合の設立、各種軍縮協定と戦時国際法規の整備拡充、国際人道法の確立、国際刑事裁判所の設立などの法制度面の整備は、一面においてこうした課題に応える使命を持つていたと考えられる。こうした観点から第二次世界大戦後のニュルンベルク国際軍事裁判(並びに極東国際軍事裁判)の歴史的意義を考察する場合、とりわけわが国においてこれまでしばしば論じられてきた戦争違法化、侵略戦争の断罪という視角とは別に、歴史的な大規模暴力犯罪群に対する国際的断罪という視角が強調されるべきであろう。敗戦国ドイツと日本の主要戦争犯罪人を裁いた国際軍事裁判について往々にして問題と

される「勝者の断罪」というネガティブな評価軸とは別の積極的な評価軸を、歴史的な規模暴力犯罪群に対する安全網構築の試みという観点に見ることができないのではないだろうか。小稿はこのような視点からニュルンベルク裁判の成立史に関するこれまでの研究動向を整理するものである。

二 「平和に対する罪」と「人道にたいする罪」

二十世紀の戦争犯罪とジェノサイドを扱った研究の冒頭、ハワード・ボールは、カンボジアのフン・セン政権がポト政権時代の大量虐殺事件に対する刑事裁判を避けようとしていることを例にあげ、こうした免罪傾向に対して警鐘を発している。もしカンボジア指導部が刑事処罰をする気がないならば、国際刑事裁判所の設置を定めた一九九八年のローマ条約がその回答になるであろう、と。大量虐殺犯人を国内裁判所が断罪することができないなら、国際社会が代わって断罪すると言うのである。こうした観点からボールは、国際刑事裁判所の設立と、またその設立にいたる分岐点としてニュルンベルク裁判及び東京裁判の意義を高く評価する²⁾。

この場合に注意しなくてはならないのは、ボールが二十世紀の戦争犯罪と人道に対する罪、及びジェノサイドに対する国際的な刑事裁判の必要を説く際に、侵略戦争という言葉い回して表現される戦争の原因なり性格、あるいは正邪の問題はほとんど意識されていないということである。彼は第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約がその二二七条から二二〇条において前ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世とドイツ人将兵らを戦争犯罪で訴追したことを評価する一方、二三一

条の「戦争責任条項」には一言も触れていない。また、ニュルンベルク裁判と東京裁判について論じる際にも、ナチ幹部と日本の政治軍事指導者が戦争犯罪で裁かれたことを紹介しつつ、侵略戦争の罪（「平和に対する罪」）についてはほとんど語ろうとしない³。ポールにとって二十世紀の戦争犯罪問題はもっぱら戦時重罪行為と非人道的残虐行為に絞られており、いわゆる戦争責任問題はほとんど問題としていない。

こうしたポールの姿勢は決して偶然ではない。彼が侵略戦争の問題を論じないのは、彼の著書が主としてジェノサイドを扱ったものであるからではない。そうではなく、彼に限らず一般に、ニュルンベルク裁判を今日の視点で見る評価軸が「平和に対する罪」に沿ったものではないからなのである。

このことは戦後ドイツにおける「過去の克服」を考えてみれば、それほど突飛なものとは映らないかも知れない。よく知られているように、第二次世界大戦直後、ドイツの哲学者カール・ヤスパースは第二次世界大戦中のドイツ人の犯罪について思索的分析を重ね、この罪を四つに類型化した。すなわち、刑法上の罪、政治上の罪、道徳上の罪、形而上的の罪の四類型である⁴。ヤスパースの議論は日本で言うところの戦争責任論ではなくナチ犯罪論であり、不法国家（ナチによるドイツ国家の不法な篡奪）による犯罪政治論である。これが日本での戦争責任論と違うのは、第一に戦争を指導した政治軍事指導者が日本では刑事犯罪者として考えられていないのに対して、ドイツでは明確に犯罪者として把握されること、第二に戦時中の残虐行為などの被害者が日本ではもっぱら外国人に限定される傾向があるのに対して、ドイツでは自国民もそのうちに含まれること、などからも分かる。従ってここでは、犯罪者としてのナチ党員ないし親衛隊員個々人の断罪が問題であり、その断罪は当然、刑法上の問題となる。戦後ドイツが刑法謀殺罪の時効停止という代価を払ってまでナチ犯罪者の追及を続ける理由はここにある。そして、その一方、犯罪者「以外」のドイツ国民の罪の

自覚の問題として、政治上の罪、道徳上の罪、形而上的の罪が成立すると考えるのである。ヤスバースのこうした罪責論は戦後のドイツ思想界を深いところで規定する。一九八五年五月八日、敗戦四〇年を記念して行われた西ドイツ（当時）大統領リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーの演説はそのひとつの証左である。ここでは、集団的罪（*Kollektivschuld*）を否定したうえで（すなわち犯罪は犯罪者個々人の罪として措定したうえで）、ドイツ国民として責任の引き受けを行ったのである。⁵⁾

このようにドイツにおいては、ナチの歴史的な大規模暴力犯罪群に対して、その処理方針の根幹に刑事罰を置きつつ、同時に、罰せられないもの（非犯罪者）としてドイツ人総体をとらえ、刑事責任とは異なる内面的罪の問題として道徳上の罪と形而上的の罪を置き、さらに政治上の罪として「責任の引き受け」を行ったものと考えられる。そうした引き受けには、非ナチ化、賠償（補償）、教育といった諸処の側面があり、その中にはナチ犯罪者を刑事罰に処するという司法上の措置も含まれる。こうしたナチとの対決が戦後（西）ドイツ政治を彩ってきたのである。⁶⁾ そうした中では、ナチ犯罪者に対する刑事裁判の意義は、罪を特定の個人に帰し、そうでない一般ドイツ国民から刑事上の罪を免れさせることにあり、またそうすることを通じて、逆に個人から集団への責任の分け持ち、いわばドイツ国民の集団的責任の認定とでもいうべき現象を可能にさせたことにある。⁷⁾

以上のようにドイツにおける戦後ナチ裁判の意義を捉えるとき、その出発点であったニュルンベルク裁判の意義を、何よりもナチ犯罪者個々人の刑事責任を追究した点に置くことは自然であり、その場合、国家としての戦争政策の正邪の問題は法的にも社会的にも、それほど重要視されてはいなかった。「平和に対する罪」の問題が後景に退くのは当然であった。ナチ幹部ら主要戦争犯罪者を裁く国際軍事裁判所の意義は何よりもナチ・ドイツの犯罪行為が決して「政治」

的所作として捉えられるべきものでなく、はつきりと犯罪であったことを確認したことにあつた。そしてこの点こそ、第二次世界大戦後に同様な国際軍事裁判を受け、また同様に近隣諸国から戦争責任を追及された日本との大きな相違点でもあつたのである。

三 ニュルンベルク裁判と戦争違法化の評価

ニュルンベルク裁判の意義を戦争違法化の視角からではなく、ナチの暴力犯罪、ここでの用語に従えば歴史的大規模暴力犯罪群の断罪という視角から考察するということは、実を言えば、ニュルンベルク裁判を論じた初期の頃からの論調であつたとも言つてよい。しかもその論調は、戦争違法化、「平和に対する罪」という問題の立て方に対する批判でもあつた。

すでに第二次世界大戦中に、ナチ戦争犯罪人をどのように裁くか、あるいは裁くべきでないかについての議論が始まっている。それらの議論は概ねナチ戦争犯罪人の刑事処罰を正当化するものが多かつたが、それでも、どのような罪が彼らにふさわしいものであるか、また彼らを司法的に処断することが妥当な方策であるかどうかについては疑問視する声もあつた。例えば、一九四三年に発表されたある論文では「戦争が終わつたあとに敵指導者を裁くことで指導者たちに将来の戦争を思いとどまらせることができる」と信じる正当な理由はない」として、国際裁判による戦犯処罰をきわめて低く評価していた。^⑧

現実に国際軍事裁判が開廷される戦後の段階になると、ニュルンベルク裁判研究は当然のことながらまずもって法学の側面から、就中、この裁判が国際法上の許容範囲の中のものであるかどうかが問題とされた。例えば、カナダのサスカチュワン法律協会の年次大会で報告した会長フォーブズは、ニュルンベルク裁判の憲章、規則、起訴状、冒頭陳述、侵略戦争の違法性、遡及効の問題などに触れ、それらについて檢察側の公式発表を紹介するとともに、同時に「もしも侵略戦争が成功した場合に、こうした裁判所は開かれたいのではないか。むしろ敗戦国の指導者たちが裁かれてしまうのではないかとの観測を禁じ得ない」と述べて、裁判の矛盾を突くことを忘れなかった。それ自体としては正当な戦争犯罪者の処罰が、戦争の勝敗という政治的現実と混在し、結果として司法手段の公正性を毀損している事実は如何ともし難かった。

この時期、ドイツ戦争犯罪人の刑事処罰を正面から弁護する論陣をはっていた一人にハーヴァード大学の刑法学者シエルドン・グリユークがいる。彼はすでに戦中の一九四四年に『戦争犯罪人 その訴追と処罰』(War Criminals: Their Prosecution and Punishment)を著し、ドイツ戦争犯罪人の刑事処罰の必要性を論じていたが、戦後に発表された『ニュルンベルク裁判と侵略戦争』の中でも、「侵略戦争の遂行は不法であり、かつ犯罪であつて、この事実を認めることについても、また、国家の名において犯された犯罪行為について政府構成員個々の個人責任を認めることについても、何ら根本的に『遡及的である』、あるいは不正であるとする理由はない」としてニュルンベルク裁判の正当性を論じていた。

このようにグリユークは侵略戦争の犯罪性を断固として主張し、ニュルンベルク裁判が罪刑法定主義に反するという主張も退ける。しかしそのグリユークにしても、侵略戦争の罪というものをニュルンベルク裁判で掲げたことの真の意

味を必ずしも法的なものと捉えていなかったことは注目に値する。すなわち彼は「通常の戦争法規及び慣習の違反という点でのナチ指導部の犯罪性は、彼らが侵略戦争を開始、遂行した罪で有罪とされることに比べてより疑義が少ないのであるから、ニュルンベルク法廷が起訴状に後者（つまり侵略戦争の罪…清水）を含めることで問題を複雑にしたのはどうしてかという疑問が生じてでも不思議ではない。これは私の専門領域を超える政治の問題である」と述べている。そしてさらに「侵略戦争を犯罪とし、ニュルンベルクの被告人たちを侵略戦争の計画、開始、遂行の主要犯罪人とするこの価値はむしろ道義的なものである」とすら述べていたのである。¹¹⁾

ニュルンベルク裁判後二年余を経過した一九四八年六月二日、当時バイエルン州首相であったハンス・エーハルトは、ミュンヘン法律家協会の年次総会で報告し、その中でニュルンベルク裁判の意義と問題点を指摘している。ここでのエーハルトのひとつの論点は侵略戦争が国際犯罪として裁かれるか否かという点であり、彼は一九三九年の時点ではこれを否定する。ならば被告たちは裁かれるべきではないのかというところ、彼はそれも否定してこう言う。「仮に侵略戦争を国際犯罪として処罰することがなかったとしても、被告たちが、すべての文明諸国の刑法典に違背したその行為によつて、当然の報いを免れることはできなかったであろう」と。問題は、侵略戦争の罪を導入せずとも被告たちは罰せられたであろうのに、なぜこの問題の多い概念が採用されたのかである。エーハルトはその答えを法律上の問題としてではなく政治的配慮の問題として考える。ニュルンベルク裁判が罪刑法定主義、遡及効の禁止という観点からは問題を含むことを認めた上で、にも関わらずこの裁判は将来の戦争防止という意味で一般的な正義の感覚を代弁するとエーハルトは擁護する。だから、侵略戦争の罪が当時の国際法の段階で処罰できなかったとしても、被告たちはいずれにせよ罰せられるべきであることには変わりない。ただ、罰する根拠が重要である。「これほどまでのおぞましい犯罪の被告人集団を

罰するには既存の法概念では明らかに不充分と思えたからだ。ナチ犯罪を犯そうとする共通の計画、共同謀議の罪という概念はこうして考案された、とエーハルトは慧眼にも推定する。¹²⁾

以上のようなエーハルトの分析と推定はまことに正鵠を得たものであり、まさしく共同謀議罪はこのような問題意識で考案されたものであった。また「平和に対する罪」が訴因として掲げられた原因が法的なものではなく政治的なものであるとする点も、前述のグリユークと同様の認識を示している。エーハルト報告が後に『アメリカ国際法雑誌』に転載されるに際しては、ニュルンベルク裁判においてアメリカ首席検察官を務めたロバート・ジャクソンの次のような薦めがあったという。「きわめて当然ながら、この中には私として同意できない内容がある。しかしながらそれは、これまでに出了たおなじみの批判に比べると、ずっと有益な議論を提示していると私は思う」と。¹³⁾ ジャクソンの真意は何であったか。エーハルトは侵略戦争が国際犯罪として裁かれるという点については、一九三九年の時点ではこれを否定する。そして侵略戦争の罪を導入せずともナチ犯罪者は裁くことができたとする。そして、そのうえで、にも関わらず侵略戦争という概念が出てきたのはなぜかと問い、それは法的というより政治的配慮からとして、上記のような結論に達している。侵略戦争の罪をもっとも重大な国際犯罪とし、その責任を問い続けたジャクソンから見れば、この指摘は自らに對する批判と読めたはずであるのだが。

もともと、ニュルンベルク裁判被告たちが処刑された日、ヴッパータールでは女子生徒が喪服を着、ハンブルクではイギリス人も空襲で処刑されるべきだとつぶやく人々がいたドイツでは、裁判は敵を除去するための手段であり、ドイツ曹から見ればジャクソンは偽善者であるという環境の中にあつた。¹⁴⁾ エーハルトの抑制の効いた、しかし的確な指摘はジャクソンにとつても聞くに値するものであつたのかも知れない。

以上のように、ニュルンベルク裁判直後の法学分野からの分析や解説は今日の視点から見ても重要なものがあつた。とりわけ侵略戦争の罪（「平和に対する罪」）の妥当性について各方面から疑問が提示されていたことは確認する必要がある。戦中から戦後にかけてのニュルンベルク裁判についての評価は、ナチの残虐行為に対する法的断罪を当然視する一方で、連合国による断罪という政治的所作の持つ否定的影響について、一様に疑義を表明するものが多かつた。そのひとつの表現が「平和に対する罪」の適用に対する疑問の提示であつた。そして、その一方で「人道に対する罪」の有効性については積極的な評価がされていた。問題はむしろその後の戦後国際政治の展開の中で、「人道に対する罪」の問題がほとんど等閑視されてきたことにある。^⑩冒頭にも紹介したように、ユーゴ国際法廷、国際刑事裁判所などを目的としたポールラ今日の研究者によって、この怠惰が是正されつつあると断言することができるであらう。^⑪

四 裁判の成立をめぐる 初期の成立史論

ヒトラーらナチ幹部を裁判によって断罪しようと決断した要因は何であつたか、「平和に対する罪」「人道に対する罪」などの新しい罪の概念が発生したのは何故か、またこれらの罪概念の導入によって連合国側の関係者は何を目論んだのか。こうした問題は、これら新しい罪概念の法的意義を事後的に確認する作業とは別に、当時の成立事情から説き起こして説明する必要がある。今日までのニュルンベルク裁判成立史研究は、ナチ主要戦争犯罪人を裁くという決定にいたるまでには連合国内部に様々な意見対立が存在したこと、またヒトラーら幹部を国際裁判によって断罪するためには既

存の戦時重罪行為を根拠とするだけでは不十分で、何らかの形で新しい罪概念の構築が必要とされたことを明らかにしている。

裁判成立史に関する研究は法的諸問題を扱った裁判直後の議論よりも当然遅れて開始された。成立史が最初に語られたのは、実はニュルンベルク裁判のアメリカ側関係者の口からであった。ジャクソンの後継主席検察官としてニュルンベルク継続裁判を主導したテルフォード・テイラーは職を辞するに際して陸軍長官に対して報告書を提出し、その中で、成立史のあらましをまとめている。それによれば、一九四四年末に陸軍法務部長室に戦争犯罪局を設置して国務・陸・海三省の戦犯問題関係中央部局とし、ここが中心となつて戦犯問題政策が策定され、一月の大統領ローズヴェルトと陸軍長官ヘンリー・スティムソンの会談において主要戦犯を国際法廷において裁くという方向を大統領も了承し、翌年以後は大統領腹心のサミュエル・ローゼンマン、司法長官フランシス・ビドル、そして最後にロバート・ジャクソンが中心となつて後のニュルンベルク裁判の基本を形成したのである。^⑩

同じようにニュルンベルク裁判においてジャクソンの右腕として活躍したホイットニー・ハリスは後年、浩瀚な研究書を上梓し、その中で大戦中のローズヴェルト大統領、チャーチル英首相の声明などで戦犯処罰方針が大戦当初から出されていたことを印象づけながら、ニュルンベルク裁判に続く直接的な出発点をテイラー同様一九四四年秋以降の陸軍省の動きの中に見、それを了承したローズヴェルト政権のローゼンマン、ジャクソンらの活躍を中心に成立史を叙述した。^⑪

テイラー、ハリスらはアメリカ政権内において、当時の公式文書を容易に手にする立場にあり、事実、それらの書類に基づいて叙述している。こうした叙述からは、ニュルンベルク裁判にいたる過程でアメリカ政府部に深刻な対立が存

在したことが、國務省を中心とするアメリカ外交の中軸が当初は主要戦犯の訴追に消極的であつたこと、というよりむしろ、ナチによるユダヤ人迫害の実態を過小評価していたことといったさまざまな論点が抜け落ち、裁判方針があたかも何らの障害なく形成されたかのような印象を与えかねない。またローズヴェルト大統領の評価にしても、あたかも彼自身が当初から主要戦犯裁判方針に積極的な立場を取つていたかのような非常に単純な、あるいは好意的な評価に終始することになる。

この傾向はある意味では今日にまで引き継がれていると言つてもいいかも知れない。ニュルンベルク裁判の成立がアメリカのローズヴェルト政権の最大公約数であつたかのようにアメリカ政策当局の積極姿勢を強調する傾向は、ニュルンベルク裁判について平易に解説した参考書類にしばしばみられる。例えばある書物は、ニュルンベルク裁判までの簡単な道のり、戦犯たちの様子、裁判の経過などをまとめるなかで、成立史についてはローズヴェルト大統領（及びトルーマン後継大統領）が戦時中から一貫してドイツ戦犯追及の姿勢を崩さず、陸軍長官スティムソン、國務長官コーデル・ハルらの國際法廷設立提案を受けて、他の連合国政府の支持を得るべく努力した過程を叙述する。また、他の書物では一九四四年に陸軍長官スティムソンがローズヴェルト大統領に対して裁判方針を説得し、大統領もそれを受け入れたが、残念ながら早世してしまつたといった叙述をする。²⁰しかも、ニュルンベルク裁判に関係した人物による著書においては、しばしば、この裁判を肯定的に評価する場合にとくに「平和に対する罪」に注目し、「共同謀議罪」についてもつばら「平和に対する罪」に関係してこれを取り上げ、「人道に対する罪」は「平和に対する罪」「通例の戦争犯罪」に関わる限りで成立したと述べる。こうした見方は、ニュルンベルク裁判の憲章、起訴状並びに判決にほぼ沿つたものであり、その意味ではニュルンベルク裁判そのものの立場ということもでき、それはとりも直さずジャクソンの立場に近いとい

うことになる。もともとテイラーやハリスがジャクソンの部下であったことを考えれば、これはある意味で当然のことかも知れない。いずれにせよこうした見方は、アメリカ(ジャクソン)の視点から見た場合のニュルンベルク裁判の意匠づけを代弁するものと考えられる。

しかしながら、こうした見方こそ今日では批判の対象にされなければならないであろう。というのも、侵略戦争の不法性と指導者個人の刑事責任を追及することがアメリカ政府の一貫した政策であったとの虚構に立脚することがニュルンベルク裁判(そして東京裁判)での連合国側検察官の公式の立場であり、そしてこの立場こそ、この国際裁判の欺瞞を象徴的に示しているからである。このような立場に対して、今日の観点から次のような批判が出ていることに注意すべきである。すなわち、裁判でもっとも核心となったのはジェノサイドと「人道に対する罪」であったのに、「ニュルンベルク裁判は訴因一と二(「侵略戦争の共同謀議罪」と「平和に対する罪」)についての長々とした議論のおかげでぬかるみに足を取られ、ジャクソンの効率の悪い反対尋問がそれに輪をかけた。とくに抜け目なく自信たっぷりに見せかけたゲーリングに対してはそうだった」といった批判である。²⁾この批判はニュルンベルク裁判がそもそもどのような罪を処断すべき裁判であったのか、にも関わらず現実の裁判において、とくにジャクソンに見られる侵略戦争断罪論という虚構が、この裁判の主筋をいかに曲げていったのかを考えるうえで重要な視点であろう。

五 裁判の成立をめぐつて 実証研究の成果

ニユルンベルク裁判の成立に関する実証的で学術的な研究が始まったのは、実に一九七〇年代のことであつた。まず、ウイリアム・ボツシユは、テヘラン会談でのスターリン、チャーチル、ローズヴェルト三者会談の余話として有名となつたドイツ戦犯即決処刑をめぐる逸話について、ローズヴェルトとアメリカ政府としても即決処刑の方針はなかつたし、またそれが実行に移されたこともなかつたと現実的な判断を下す。一九四四年九月のケベック会談は、アメリカ財務長官ヘンリー・モーゲンソーの即決処刑案を英米首脳が裁可したものとよく言われるが、これも明確に決まつたものではないとボツシユは判断する。ローズヴェルトが裁判方針に傾いたのは一月のスティムソンとの会談以降であり、その後、ローゼンマンらが方針を固めていくとする。こうした叙述は概ね妥当なものである。さらにボツシユは、即決処刑ではなく裁判方針に傾いたアメリカ政府首脳の思想的背景に、道德主義的・法遵守主義的精神を見て取ろうとする。とくに陸軍長官スティムソンに見られる枢軸側の悪性と開戦責任の一方的押しつけといった道德主義的傾向を、単純であり、枢軸側がやれば悪、同じことを連合側がやれば必要悪とするダブル・スタンダードとして批判する。こうしたボツシユの批判はニユルンベルク裁判そのものに対する批判と軌を一にしたものと言えるが、その批判の当否はともかくとして、当時のアメリカの対応を国務省などに典型的に見られる政治的現実主義の傾向と、陸軍省内の法律専門家にしばしば見られる、政治的現実を無視するのではないとしても、そこに理想主義、道德的法遵守主義を頑なに強調する傾向のふたつに分解して解釈する考え方はかなりの程度妥当なものと思われる。アメリカ政府の対独戦犯政策は法遵守主義という外皮に守られた政治的現実主義であつたと言ひ換えてもよい。ボツシユは言う。「アメリカ政府行政部門の担当

者たちにとってニュルンベルク裁判は基本的に政治政策の問題であつて、その判決も、他のいかなる基準よりもまず政治的規範に則つたものであつた。彼らとて、裁判と名付けられる以上は含まれる法的、道義的、心理的、ないし軍事的要素の重要性はそれとして認めるだろうが、しかしこれらの要素を見る場合は常に、これら裁判が合衆国の国益を増進するか、または阻害するかという問題との関連からそうしたのである²⁴⁾、と。

こうしたボツシユの分析は優れたものではあつたが、しかし、一次史料に基づく実証的なものとは言えなかつた。この点で、ブラッドレイ・スマスの一群の研究は画期的であつた。彼は、①『ニュルンベルク判決に至る』(一九七七年)、②『ニュルンベルクへの道』(一九八一年)、③『ニュルンベルクへのアメリカの道。一九四四年から一九四五年の記録』(一九八二年)の三部作において、ニュルンベルク裁判とその開廷にいたる道筋を、とくにアメリカ国内の動向を中心に解明した。このうち①はニュルンベルク裁判内のやりとり、判決にいたる経過などを中心に分析したもので、ただ二章の「ニュルンベルクへの道」で、第二次世界大戦中の同裁判にいたる経過を簡単に振り返っているものである。また②は一九四四年末から一九四五年にかけてアメリカ国内でニュルンベルク裁判にいたるさまざまなきががあつたことを分析したものであり、その重要書類を資料集として編纂したものが③である²⁵⁾。

これらの研究の中でスマスは、一九四四年までのアメリカ国内の状況は後のニュルンベルク裁判への道からは遠く、この年夏以降の軍事情勢の変化とドイツ敗北の確定化にともない、その際に対独政策の準備が必要とされたところからアメリカの対独戦犯処罰方針の策定となつたことを明らかにした。一方、ドイツ軍によつて自国領土が占領され、ロンドンに本拠を置いていた東欧亡命政権側は、ドイツの殺戮、破壊行為の防止のためにも戦争犯罪人処罰政策の明確化を強く求めており、彼らの中心舞台は連合国戦争犯罪委員会に置かれていた²⁶⁾。アメリカにおいてはヘンリー・モーゲンソー

を中心とする対独強硬派が戦争犯罪者の即決処刑を叫んでいた。財務長官としてモーゲンソーはユダヤ人救出のための財政問題について直接に担当していたのだが、彼もまた、ナチの虐殺事件に怒り、難民救出に消極的な國務省の方針に不信感を強めていた。²⁷⁾ そのモーゲンソーが一九四四年八月の訪欧中に軍の対独戦犯方針案を見せられ、その内容の甘さに激怒、帰国してローズヴェルト大統領に抗議し、対独強硬方針への変更を進言、ローズヴェルトもこれに同意したとされる。

一方、陸軍長官ステイムソンはタフト政権の陸軍長官を務め、一九二〇年代初期にはフィリピン総督、フーパー政権の國務長官という経歴を持ち、考えや行動は陸軍省の範囲を大幅に超えていた。彼はナチ戦犯に対しては司法的処罰を主張しているが、それは「これらの人物を処罰する際に道義になかったやり方をするのが文明の進歩にかなない、子孫にも大きな影響を残すことができる」との言葉に示されるように、理想主義的で厳格な法遵守主義にその基盤を置いていた。ステイムソンのもとで次官ジョン・マクロイを中心として陸軍省内部で対独戦犯処罰政策が煮詰められ、やがてはアメリカ政府の政策として顕現する。これが後の国際軍事裁判所構想に直接つながってくる。こうした分析のうえにスミスは「ニュルンベルク裁判体系はほとんどもっぱらワシントンで一群の米政府高官グループによって創設された。アメリカの同盟国はこの合衆国計画に修正を加え、その様相を変えはしたが、しかしその根本的な要素は手つかずのままロンドンでの憲章に具体化されたのである」と述べるのである。²⁸⁾

以上のように論じること、スミスはローズヴェルト政権内部の路線の対立と、最終的には陸軍省の国際裁判方式の勝利をあとづけ、その背景にあった陸軍長官ステイムソンらの法遵守主義を明らかにした。

スミスと同様にニュルンベルク裁判についての概説書を書いたトゥサは、一九四四年までの連合国側の方針の欠如を

指摘し、とくにイギリスの内情について明らかにした。トウサはロンドンでの亡命政権側の動き、連合国戦争犯罪委員会の活動の一方でイギリス政府の動きが鈍かったことを指摘した。イギリス外務省の即決処刑方針によれば、ヒトラーを逮捕して罪状を告げ、処刑するまでに六時間程度を考えていたとのことであり、またアンソニー・イーデン英外相はこの問題の高度に政治的な性格をよくわきまえていたとされる。トウサは「彼（イーデン：清水）の考えに同調した人たちが主張したのは、ヒトラーやその仲間たちに対する告発は個々の出来事についてではなく彼らの行動の全体に關してであり、彼らを罰する目的はこの政策全体を国際的に非難し、彼らの汚染から道義的雰囲気清めることにあるのだから、問題となつてゐるのは政治的制裁であり、国際社会による政治的行動こそふさわしいのであつた」と述べているが、この指摘はイギリス外務省の見解を分析するものとして適當であるばかりでなく、ある意味では後のニュルンベルク裁判を含む司法的解決の意味を考える場合にも適切であると思ふ。ニュルンベルク裁判は戦争によつて生じた問題に対する司法的手段による政治的解決であるからである。つまりイギリスもアメリカも、司法的手段が望ましいと最後には判断したけれども、問題の政治的性格について見誤つたことは一度としてなかつたし、むしろ政治的目的を達成するためにこそ、司法的手段の有効性を認識したのである。このことはチャーチルについてもローズヴェルトについても、また特にトルーマンについても当てはまるであらう。こうした英米の政治家の見通しは、ヘンリー・スティムソン、ロバート・ジャクソン、さらに後の共同謀議論の原型を考案した陸軍省のマーレイ・バーネイズのような法遵守主義者らによつて意味づけられ、法的外皮をまといわされたが、基本的にはきわめて政治的、現実主義的な政策選択であつたと言つてよいであらう。

このようにして、スミスやトウサの研究によつて裁判成立史のあらまはしは把握できてきた。ただトウサの全体的関心

は裁判開廷後の状況にあり、成立史はあくまでもその前史に過ぎなかつたし、研究の密度という点でも、成立史をそれとして全体として明らかにしたものとは言えない。こうした傾向はまた、ニユルンベルク裁判論として重要な文献である他のいくつかの研究についても言えるのであって、それらの多くは裁判の経過そのものに力点を置きつつ、成立論についてほとんど頁を割いていないのである。^⑩

この点で、成立史それ自体をさらに厳密に実証的に明らかにしたのがA・コーチアヴィの研究である。コーチアヴィは大戦勃発後から裁判成立にいたる時期をほぼ満遍なく扱い、イギリスとアメリカの両国、及び連合国戦争犯罪委員会の活動についてきわめて実証的な研究を行った。ただし、その結果出てきた成立史像は結果的にはスミス、トゥサのそれを大きく修正してはいない。コーチアヴィの貢献はスミス、トゥサが行った成立史像を具体的、実証的に詳細化したという点にある。^⑪

六 成立史論が提起する問題

ニユルンベルク裁判の成立過程は単線的どころか複雑で深刻な対立と矛盾に彩られていた。それはまず、この戦犯裁判が法的道義的に好ましい成果を生むものかどうかという議論としてあらわれ、当時のアメリカの戦後対独政策の是非をからめながら論争が戦わされた。モーゲンソーとステイムソンの対立はまさしく戦後対独政策をめぐるものであった。ただし、この対立を対独強硬策に立つモーゲンソーが即決処刑を主張し、対独穏健策に立つステイムソンが裁判方

式を主張した対立と捉えることは留保条件が必要である。モーゲンソーにしろスティムソンにしろ、ユダヤ人虐殺をはじめとするドイツ指導部の戦争犯罪に対して厳しい姿勢で臨む点で相違はなく、ただモーゲンソーは裁判方針についてあまり関心がなく、(必ずしも反対というのではない)、その点で法遵守主義の立場に立つスティムソンとは差があったに過ぎないからである。

すでに紹介したアメリカ検察団関係者の成立史論は主として公式発表された公文書を使つてのものであり、このような立場からの議論は、アメリカ国内で後の裁判論とは異なる立場が種々あったことについて口をつぐみがちであり、とりわけローズヴェルト大統領の立場について甘い事後的評価を与える傾向があった。こうした傾向が初期の成立史論に見られるだけでなく、最近の一般書においても見られることは注意すべきであろう。こうした傾向は、スティムソンらの意を受けて裁判方針に傾きつつあったローズヴェルトが頼りにした腹心のローゼンマンとジャクソンに負うところが大きいのではないか。とりわけジャクソンは実際にニュルンベルク裁判の構成、管轄などの基本的枠組みを形成する作業に立ち会い、また裁判そのものを主導する立場から、きわめて色濃く影響力を行使した。ジャクソンの見地は、第二次世界大戦をナチ・ドイツによる違法な侵略計画の結果ととらえる立場であり、従つて侵略戦争の共同謀議こそ第一義的に断罪さるべきもの、一言で言えば「平和に対する罪」重視論の立場である。しかしこうした立場は、大戦初期からドイツ戦争犯罪人処罰を望んでいた東欧諸地域の人々の声、あるいはユダヤ人団体の声とは微妙に異なっていたばかりか、陸軍省内で最初に共同謀議論を展開したバーネイズらの当初の意図とも微妙にずれていた。

第二次世界大戦中、英米政府の基本原則は、ヒトラーらの責任は政治的責任であつて法的責任ではないということであつた。従つて当然、裁判方針には懐疑的であつた。それに対して、ドイツ軍に蹂躪された被占領地の代表者たち、口

ンドンに本拠を置いた亡命諸政権やユダヤ人団体などは、ナチの戦争犯罪を厳格に処罰することを要求したことはもちろん、それにとどまらず、そもそもナチ政権が成立した一九三三年にさかのぼってこの犯罪は行われていること、従ってナチ犯罪を裁く場合には狭義の戦争犯罪概念に拘泥しているのみでは不十分であると考えていた。そこで、どのような新しい罪概念があり得るかという問題が生じた。「人道に対する罪」という考えはこうした中で生じたのであり、この概念は歴史的な大規模犯罪群を告発する場合に特有の法理論ということができる。それは何よりも、この理論が個々の戦争犯罪に特徴的な末端実行犯の処罰にとどまらず、そもそもその意義からして、それを準備し、命令し、ないし黙認した指導層を包括的に処罰するためのものであったからである。

一九四四年九月に提起された陸軍省内のバーネイズ報告「欧州戦争犯罪人」は、殺人、テロ、平和破壊者の共同謀議としてナチ犯罪を想定し、その謀議参加者はいずれのものによりその犯罪が起されたとしても、その謀議に参加したこと自体により有罪とする巧妙な構想であった。また共同謀議はそもそもナチスが政権を奪取して以降、一貫して成立しており、被害者中にドイツ国民を含み、戦時中に限られず戦前の犯罪も訴追対象に入るものとされた。その場合、共同謀議の中身は各種の非人道的行為及び侵略戦争自体が考えられており、この時点では「平和に対する罪」「人道に対する罪」は未分化であった。いずれにせよ、共同謀議は侵略戦争にのみ関わって提起されたものではなく、ヒトラー政権成立以来のナチ党の全構想をその対象として考案されたものであった²⁹。

バーネイズにとつても、また直接犠牲者となった人々にとつても、ナチ犯罪とは一九三三年のヒトラー政権成立以来始まり、戦争開始とともに占領地全域に広がったユダヤ人迫害を中心とする非人道的暴力犯罪の総体であり、一九三九年の対ポーランド戦争に始まる一連の戦争政策はその不可欠の一環ではあれ、決してそのみに終わるものではなかつ

た。共同謀議とはこうしたナチ犯罪の全体にかかる陰謀計画であり、単に侵略戦争を企てる共同の計画ではない。しかるに、ニュルンベルク裁判判決は結局はこうした立場から離れ、戦争開始以前の残虐行為は断罪の対象外とし、戦時のナチ犯罪をのみ断罪の対象とした。こうした結果に終わるに際して、ジャクソンらの影響がいかほどのものであったかは必ずしも明確ではなく今後の研究課題であろうが、いずれにしても、本稿冒頭で紹介したような、「平和に対する罪」を重視するか「人道に対する罪」を重視するかという問題は、実はニュルンベルク裁判の成立史の中で、また裁判それ自体の過程において、すでに開始されていた問題だったといえる。

七 おわりに

今日、旧ユーゴ紛争国際刑事法廷、あるいは国際刑事裁判所の設立に示されるように、ニュルンベルク裁判当時とは歴史的段階を異にしている。この段階で改めて第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判の意義を考察する場合、「人道に対する罪」に代表される非人道的迫害行為の断罪に高い評価が与えられる一方、「平和に対する罪」に代表される優れて政治と関わらざるを得ない分野での刑事処罰の困難さを感じざるを得ない。

一九六六年にユージン・デイヴィドソンが『ドイツ人を裁く』を著したとき、彼はニュルンベルク裁判が戦勝国による裁判であり、戦勝国側の犯罪は裁かれない欺瞞的なものではあったとしても、それでもリンチよりはましであって、ナチ指導部の思想と行動についての記録が残されたことなどはそれとして評価し、「ニュルンベルク裁判は法廷ではな

いとしても政治的出来事としては擁護できるだろう」としていた。その同じデイヴィッドソンが一九七七年の『ニュルンベルクの欺瞞』では「ニュルンベルクでやったことは太古以来の問題を内容のない公式に斬り縮めたことだ」と辛辣なコメントを寄せ、しかも、一九九八年版への著者注釈では「ルワンダ、ボスニア、セルビアでの残虐行為と全世界中の自己正当化のテロリズムは、ニュルンベルク戦犯裁判のおかげでよい方向への進展などなかったことを告げている」とまで述べている。³³⁾

先にも紹介した(注15)『戦争犯罪 ニュルンベルクの遺産』の「はしがき」で、南アフリカ出身の著名な法律家リチャード・ゴールドストーンは、ニュルンベルク裁判の重要な遺産として「人道に対する罪、ジェノサイドに対する普遍的管轄権の承認」を挙げている。³⁴⁾ この指摘は、これまで述べてきた「人道に対する罪」の重視化という現代の傾向そのものである。第二次世界大戦後の戦争裁判としての東京裁判の意味を主として侵略戦争の防止の観点から捉えるわが国の一般的認識とはかなりの距離がある。

ニュルンベルク裁判の中で「平和に対する罪」こそ「その後、もつとも顧みられなくなったもの」と断定するある論者によれば、その理由は法的根拠がもつとも薄いからである。その一方、「人道に対する罪」がそれほどあら探しをさずれずに済んでいる理由は、結局のところ、この罪概念がそれほど目新しい考えではなかったからということになる。³⁵⁾ 確かに「人道に対する罪」という新概念は「それほど目新しい考えではなかった」からこそ処罰の根拠として一般に受け入れやすいものとなったのであろう。この概念がどのようにニュルンベルク裁判においてあらわれたのかを改めて同裁判の成立史の中で位置づけることによつて、現代型大規模犯罪に対する防波堤としてのこの概念の意義が解明されていくであろう。

第二次世界大戦後、ジェノサイド条約が調印され、犯罪の側から政治を裁くという事例が、旧ユーゴ国際刑事法廷（ICTY）、ルワンダ国際刑事法廷（ICTR）といった形で追求されている。わが国にあっても、例えば「従軍慰安婦」問題が「人道に対する罪」の一類型として、その強姦犯罪者処罰・賠償を通じてそれを可能にした体制、制度、政策を全体として追及する主張が提起されている。「人道に対する罪」の射程を発生史的な観点から明らかにすることが課題とされるのである。

ニュルンベルク裁判にいたる過程は単線的ではない。そのことはこれまでの文献によって証明されている。今日の時点でこの裁判を跡づける場合に重要なことは、この裁判が来たるべき侵略戦争を防止するうえでどのような貢献をなしたかではない。むしろ、この裁判は侵略戦争の防止という点では最初から失敗している。それは中立公正な立場にあるべき司法がはじめから一方の立場の代弁者として機能したニュルンベルク裁判の性格そのものに起因する。今日の立場からはむしろ、戦時残虐行為をいかに防止するかについて、この裁判が提起した新しい犯罪概念の意義を吟味することが重要であろう。「人道に対する罪」という概念がなぜ提起されたかを追求していくと、結局それはナチ犯罪というきわめて現代的な犯罪群、ここでの用語で言えば歴史的大規模暴力犯罪群という新しい犯罪類型に直面したときに、それに対応する新しい罪概念が必要とされたという以外にない。であるとすれば、ニュルンベルク裁判はナチ暴力犯罪を裁く根拠として「人道に対する罪」を適用することで、歴史的大規模暴力犯罪群の断罪という二十世紀的課題を先駆的に果たしたものと評価されて然るべきであろう。そのことは、ニュルンベルク裁判とほぼ同じ法理のもとに開廷された東京裁判において「人道に対する罪」が訴訟においては曖昧にしか、また判決においてはまったく無視される形でしか扱われなかったことの意味を改めて問い直すものともなるのである。

- (1) 『平凡社百科事典』(一九六六年版)「戦争」の項目(高木惣吉執筆)には、一四五〇年(ほぼ英仏百年戦争の終結)から一九四五年(第二次世界大戦の終結)までのヨーロッパ主要十ヶ国の戦争回数と戦死傷者数が掲げられている。それによれば、近代初頭(百年戦争終結から三十年戦争終結まで)が一五回で二七〇万人、近代中葉(フランス革命勃発まで)が六五回で五九〇万人、近代後期(第一次世界大戦直前まで)が一〇一回で二七九〇万人、現代(第二次世界大戦終結まで)が一六回で七八三〇万人である。これを年平均に直すと初頭〇・六回(一・三万人)、中葉〇・五回(四・二万人)、後期〇・八回(二・三万人)、現代〇・五回(二五・五万人)となる。つまりこの時代も等しく二年に一回程度は戦争が発生している一方、死傷者数はこの五百年間で年平均にして二百倍近くに増大している。兵器技術の発達、兵隊数の増大、一般市民犠牲者の増大など軍事組織及び戦闘技術を含めた技術的「進歩」がこの増大の背景にあることは間違いないであろう。
- (2) Howard Ball, *Prosecuting War Crimes and Genocide: The Twentieth-Century Experience* (Lawrence, Kansas, 1999), p. 1
 方、最近の国際刑事裁判の動きとニュルンベルク裁判との間には五〇年という時間的隔たりがあることを指摘し「ニュルンベルク裁判が持つ大規模犯罪の抑止力に留保をつける見解がある。参照: マーサ・ミノウ(荒木教夫、駒村圭吾訳)『復讐と赦しのあいだ』(信山社、二〇〇三年)、五三頁。ニュルンベルク裁判と今日の国際司法の動向を一直線でつなぐことは不可能であり、ニュルンベルク以後、その精神と正反対の事態が全世界で現出したことも事実である。しかしながらそのことは、ニュルンベルク裁判が宿した先駆的意義を認めることと必ずしも矛盾するものではないであろう。」
- (3) Ball, *Prosecuting War Crimes and Genocide*, pp.17-25, pp.53-61.
- (4) カール・ヤスバース(橋本文夫訳)『責罪論』(理想社、昭和四十年)、四二〜四四頁。
- (5) リヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー(永井清彦訳)『荒野の四〇年』(岩波書店、一九八六年)、一四〜一六頁。
- (6) 戦後ドイツの「過去の克服」の諸相については、石田勇治『過去の克服』(白水社、二〇〇二年)、を参照されたい。
- (7) 言うまでもなくこれはドイツにおける経験であり、いわば「ドイツ版の過去の克服」である。歴史的な大規模暴力犯罪群が行われた後でその事実とどう向き合うかを問うたマーサ・ミノウは、責任者の処罰、真相解明、賠償支払い、謝罪、記憶、記念事業などの「復讐と赦しのあいだ」にあるさまざまな措置をそれぞれ位置に置いて検討し、そのうえで、責任者の処罰というもつとも峻厳な手段のみが必ずしも解決法ではないとして、むしろ真相解明や謝罪、記憶といった人間精神の癒しの側面に光をあてている(ミノウ『復讐と赦しのあいだ』。このようなミノウの分析の中では、ドイツの経験は刑事処罰に傾斜した「過去の克服」の一事例といえることになるであろう)。
- (8) C.Arnold Anderson, "The Utility of the Proposed Trial and Punishment of Enemy Leaders", *American Political Science*

- Review, 1943, pp.109ff.
- (6) Gordon W. Forbes, "Some Legal Aspects of the Nuremberg Trial", *The Canadian Bar Review*, Vol.24, 1943ff.
- (7) Sheldon Glueck, *The Nuremberg Trial and Aggressive War* (New York, 1946), p.91. なお、このニュルンベルク裁判のアメリカ主席検察官を務めるロバート・シヤンマン博士の書物に「ドイツを導いた一九四四年の前作を「十人戦争犯罪人に対する司法処罰を論じた先駆的著作」に評している。
- (8) *Ibid.*, pp.100f.
- (9) Hans Ehard, "Der Nürnberger Prozel gegen die Hauptkriegsverbrecher und das Völkerrecht", *Süddeutsche Juristen-Zeitung*, Jg.3, Nr.7 (Juli, 1948), pp.362-364.
- (10) Hans Ehard, "The Nuremberg Trial against the Major War Criminals and International Law", *American Journal of International Law*, 1949, p.223, fn.*.
- (11) Jorg Friedrich, "Nuremberg and the Germans", in: Belinda Cooper (ed.), *War Crimes. The Legacy of Nuremberg* (New York, 1999), pp.87f.
- (12) ニュルンベルク裁判五〇周年を記念してアメリカのコーン・ナレヴァンションが企画した番組から生まれた『戦争犯罪 ニュルンベルクの遺産』の序論において、編者カーンナーは「ニュルンベルク後五〇年の政治の現実 (realpolitik) がニュルンベルクで宣言された義務と責任の原理を否定しようとしたことを警告する。あのとき彼女は、このことの責任は完全に推されたわけではなく、むしろ加えられたものである。Cf. Belinda Cooper, "Introduction", in: Belinda Cooper (ed.), *War Crimes The Legacy of Nuremberg* (New York, 1999), p.11.
- (13) ホーレルと歴史画家の問題は、角からの研究を引用して「コナン・トーンズの歴史家である」。Cf. Jonathan Bass, *Slay the Hand of Vengeance. The Politics of War Crimes Tribunal* (Princeton, 2000).
- (14) Telford Taylor, *Final Report to the Secretary of the Army on the Nuremberg War Crimes Trials under Control Council Law No.10* (Buffalo, 1997, original ed., Washington DC, 15. Aug. 1949), pp.1-4.
- (15) Whitney R. Harris, *Tyranny on Trial. The Trial of the Major German War Criminals at the End of World War II at Nuremberg, Germany 1945-1946* (Dallas, 1954, revised ed., 1999), pp.3-24.
- (16) Harvey Fireside, *The Nuremberg Nazi War Crimes Trials* (Berkeley Heights, 2000), pp.15-20.
- (17) Earle Rice Jr., *The Nuremberg Trials* (San Diego, 1997), pp.10-12.

- (21) Peter Calvrossi, *Nuremberg: The Facts, the Law and the Consequences* (New York, 1948), chap. 3 'Aggressive War' and chap.4 'War Crimes and Crimes against Humanity', pp.30-60.
- (22) Richard Norton-Taylor (ed.), *Nuremberg: The War Crimes Trial* (London, 1997), p.vii. ちなみに本書は「ニュルンベルク裁判」を含む「入道に対する罪」「シエンスナー」断罪が不徹底で、その後の残虐行為を放置した点に對する批判をモチーフに、一九九六年にロンドンで上演された劇『「ニュルンベルク」の脚本である』。
- (23) テーラン會談の際、スターリンがドイツ戦犯五万人を即決処刑するよう求めたのに對してチャーチルが抗議した際、ローズヴェルトが間に入り、「それは四万九千五百人では」と冗談を飛ばしたところの逸話がある。
- (24) William J. Bosch, *Judgment on Nuremberg: American Attitudes toward the Major German War-Crime Trials* (Chapel Hill, 1970), p.21, 及び「ジュ」 chap. 2.
- (25) ①Bradley F. Smith, *Reaching Judgement at Nuremberg: The Untold Story of How the Nazi War Criminals Were Judged* (New York, 1977) (German edition: *Der Jahrhundert-Prozess. Die Motive der Richter von Nürnberg-Anatomie einer Urteilsfindung*, Frankfurt am Main, 1977); ②idem, *The Road to Nuremberg* (New York, 1981); ③idem, *The American Road to Nuremberg: The Documentary Record 1944-1945* (Stanford, 1982).
- (26) 連合国戦争犯罪委員会報告「The United Nations War Crimes Commission', *British Yearbook of International Law* (1946) を参照。日本では林博史氏の詳細な研究がある(林博史「連合国戦争犯罪政策の形成 — 連合国戦争犯罪委員会報告「英米」上巻、関東学院大学経済学部総合学術論叢『自然・人間・社会』第三十六号、二〇〇四年一月、七頁)。
- (27) 「ポーランド人救済問題」Henry L. Feingold, *The Politics of Rescue* (New Brunswick, 1970), pp.240, et al., 以下略。
- (28) Smith, *The Road to Nuremberg*, p.4.
- (29) Ann Tusa and John Tusa, *The Nuremberg Trial* (London 1983, Reprinted 1984), p9.
- (30) 「ドイツの戦後史」Egon Schwell, *Justice at Nuremberg* (New York, 1983); Eugene Davidson, *The Trial of the Germans: An Account of the Twenty-two Defendants before the International Military Tribunal at Nuremberg* (Columbia, London, 1966, paperback ed., 1997) 428頁。
- (31) Arieh I. Kochavi, *Prelude to Nuremberg: Allied War Crimes Policy and the Question of Punishment* (Chapel Hill and London, 1988).

- (32) 共同謀議論の意義については、拙稿「共同謀議論は何故必要とされたか」日本の戦争責任資料センター発行『季刊戦争責任研究』三五号(二〇〇二年春期号)を参照されたい。
- (33) Eugene Davidson, *The Trial of the Germans*, p.592; *idem*, *The Nuremberg Fallacy* (New York, 1973, paperback ed. 1998), p.291, dix.
- (34) Justice Richard J. Goldstone, "Foreword", in: Cooper (ed.), *War Crimes*, pp.7-9.
- (35) Geoffrey Best, *Nuremberg and After: the continuing history of war crimes and crimes against humanity* (University of Reading, 1984), pp.10-13.

(本学法学部教授)